

## 令和2年 第7回高鍋町農業委員会 総会議事録

1. 開催日時 令和2年 7月30日(木) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 4名  
農地利用最適化推進委員 3名  
農業委員  
3番 松崎 久範 5番 上野 光正 6番 坂元 洋子  
会長 坂本 弘志  
農地利用最適化推進委員  
1番 橋口 卓史 5番 永友 定己 8番 宮越 美秋
4. 欠席委員  
農業委員 3名  
1番 山口 裕三 2番 松井 正一郎 7番 幸妻 正浩  
農地利用最適化推進委員 4名  
2番 坂本 実 3番 橋口 昌央 6番 小嶋 秀樹  
7番 坂本 幸
4. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
  - 第2 会期の決定(別記のとおり)
  - 第3 諸報告
  - 第4 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 第5 議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
  - 第6 議案第36号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
  - 第7 議案第37号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積について
6. 事務局職員 事務局長 飯干 雄司 事務局長補佐 小澤 宏之  
係長 兵藤 衣重 主査 佐野 由美

(開会14時00分)

[事務局]

皆さんこんにちは。

(あいさつの声)

それでは、ただいまから、令和2年第7回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは、会の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

それでは始めます。本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、出席者を最小限にして総会を開催しております。

農業委員は、4名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

最適化推進委員は、3名が出席です。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、5番上野光正委員、6番坂元洋子委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日7月30日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局です。

本日は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、諸報告につきましては、議案書への添付をもちまして、報告に代えさせていただきます。御了承ください。

議案書の2ページから5ページまでとなっております。

なお、2 ページ、業務報告の7月6日、児湯地域懇話会につきましては、8月5日に変更された後、中止が決定しましたので、御報告いたします。

以上でございます。

[議長]

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、6 ページをお開きください。

議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番 無償移転

農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

地目、田 面積、1, 399㎡

ほか4筆

譲受人 〇〇〇〇

譲渡人 〇〇〇〇

この件につきまして、坂本会長お願いいたします。

[8番]

はい。8番説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの贈与による3条無償移転です。また、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、親子です。

次のページの7ページを御覧ください。

現地は〇〇から北に約350mのところ3筆あります。〇〇の\*\*\*\*-\*、\*\*\*\*-\*、そして〇〇\*\*\*\*-\*です。これらの田は、稲が植えられていました。

そして、〇〇から南に約200mのところ〇〇\*\*\*\*-\*があり、ここ

にはWCSが植えられていました。

そして、10号線の〇〇交差点から北へ約400mほど行ったところの〇〇にある\*\*\*\*ー\*ですけども、ここはきれいにロータリーがかけられた状態でした。現状は以上で別に問題はありませんでした。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。

[推進委員 8 番]

はい。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。特にございません。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。8ページをお開きください。農地法3条調査書を付けております。

農地法3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。譲受人は、〇〇地区において水稻及びキャベツを栽培しております。今回の申請は贈与であり、申請地において水稻を栽培する予定であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。  
起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。  
2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 使用貸借

農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 地目、田 面積、3, 372 m<sup>2</sup>  
ほか1筆

借受人 〇〇〇〇

貸渡人 〇〇〇〇

この件につきまして、松崎委員お願いいたします。

[議長]

はい、3番。

[3番]

はい。3番、説明します。申請地は〇〇地区の〇〇があったところの交差点を、南へ50mほど行ったところの右側を左に曲がった、30m先に2枚あります。現在は、1枚目に田ですけど、甘藷が植わっておりました。2枚目は、1部甘藷が植わっており、あとはロータリーがかけてありました。

これは、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの使用貸借です。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは兄弟であります。そして、〇〇〇〇さんは長年農作業等をされているので、今後また規模を拡大して、甘藷と大麦若葉を作付けされるということです。以上です。

[議長]

はい。推進委員から補足することがありましたら、お願いします。

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。特にありません。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

はい。10ページをお開きください。農地法3条調査書をつけております。

農地法3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。

借受人は、〇〇地区において大麦若葉、甘藷を栽培しております。

今回の申請は、農業経営規模の拡大であり、申請地において大麦若葉を栽培する予定であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

日程番号5、議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。11ページをお開きください。

議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 346㎡

所有権移転です。

譲渡人 ○○○○

譲受人 ○○○○

転用目的は、一般個人住宅です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい、5番。

[5番]

はい。5番。説明をいたします。13ページを開けてください。

図面が付いておりますが、申請地は、○○の南側になります。ここに個人住宅を建てるという申請であります。ちょうど3筆の分譲地で、双方の隣接地は、農業委員会の総会で既に許可申請が出されているということでございました。

被害防除の方法は、雑排水は公共下水道が完備しております。雨水は、既設の排水路に流す計画になっております。

地目は水田ですが、土地改良区の受益地とはなっていないので、同意不要となっております。

事業費につきましては、土地購入費が○○○○円、建築費が○○○○円で、合計○○○○円の全額を借り入れるということで計画になっております。以上です。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

はい、申請地は、都市計画用途区域、第二種中高層住宅専用地域に用途区域が定められた地区にある農地であるから、第3種農地と判断されます。第3種農地は、転用許可対象です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。  
それでは質問もないようですので、採決いたします。  
本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。  
起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。  
2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
田 451㎡  
所有権移転です。  
譲渡人 〇〇〇〇  
譲受人 〇〇〇〇  
転用目的は、一般個人住宅です。  
担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい。5番。

[5番]

はい。5番。説明させていただきます。16ページをお開きください。ちょっと分かりにくいんですけども、申請地は、県道〇〇線を〇〇方面に向かって行きますと、〇〇を過ぎたところを左折します。すると、〇〇から、〇〇に向かって進む道路があるんですが、〇〇の少し先まで進んだ右手に〇〇があります。その〇〇の隣の農地となっております。ただ申請地は既に、造成がしてありまして、追認の申請となっております。

息子さんが住宅建設を計画されて、造成が終わったところで転用許可が必要であるということが指摘されまして、譲渡人である父親が、以前3条の許可を受けたのを5条の許可と勘違いをしてたということで、始末書が添付をされております。

被害防除の方法は、汚水は合併浄化槽になります。雨水につきましては、自然浸透及び自然流下による道路側溝への排出となっております。



事業費ですが、建物工事費用が〇〇〇〇円、地盤改良工事が〇〇〇〇、登記、転用申請が〇〇〇〇、その他費用〇〇〇〇、合計〇〇〇〇円となっておりますが、すべて自己資金で賄うということで、残高証明が付いております。以上説明を終わります。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。すみません、ちょっと17ページがちょっと見えにくいものになってますので、差し替えをすみません、17ページと後、ついでに申し訳ないです。22ページの方もちょっと差し替えをお願いしますときます。

それでは、申請地は、周辺農地の広がり10ha以上の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に設置されるものに該当するため、転用許可対象となります。

[議長]

はい。ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。3番

農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 現況 畑 2, 150㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、太陽光発電施設の設置です。

担当代理の松崎委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい。3番。

[3番]

はい。3番、説明します。申請地は、図面の差し替えの22ページです。○  
○になります。10号線より東へ行き、踏切を渡ります。すぐにT字路になり  
ますが、北へ50m行ったところの東側です。

○○○○さんから○○○○の所有権移転で、太陽光発電の設置転用許可申請  
です。

申請地の南側と北側には、すでに太陽光発電施設が設置してありました。資  
金計画は、土地購入費○○○○円、造成費○○○○円、機械工事費○○○○円、  
登記申請費用○○○○円、計○○○○円です。金融機関の融資証明書が添付さ  
れております。

本件は、太陽光パネルの設置であり、新たな汚水、排水の発生はなく、土地  
構造の整地、転圧のみで雨水は現状のとおり自然浸透で、土地の境には段差を  
設け、敷地内より雨水の流出がないよう調整し、万一問題が生じた際は、当方  
にて責任を持って対処すると確約書が添付されています。以上です。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、過去の公共投資の実績もない、小集団の生産性の低い農地  
であることから第二種農地と判断されます。第二種農地は、その農地を申請す  
ることがやむを得ないと認められるときは、転用許可対象です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程番号6、議案第36号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

田 595㎡ ほか5筆

所有権を移転する者 ○○○○

所有権の移転を受ける者 ○○○○

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい。推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明します。○○○○さんから○○○○さんへの有償の所有権移転です。

申請地は、〇〇交差点を〇〇方面に100mほど行き、農道を西に70mほど行ったところに申請地がございます。

現状は稲が刈り取られた状態になっていました。

この案件は、数年前からあっせんで挙がっていたものでした。

○○○○さんは、水稻、ハウス、精米所を経営する認定農業者でもございます。

対価は、4,328㎡に対して○○○○円です。以上です。

[議長]

はい。事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 176㎡

所有権を移転する者 ○○○○

所有権の移転を受ける者 ○○○○

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員8番。

[推進委員8番]

はい、8番。説明します。〇〇さんから○○○○さんへの無償の所有権移転です。申請地は、○○○○さん宅のすぐ横にあるんですけども、現状は、畑でありますけども、宅地と連なって三角地で利用がしにくいような狭い場所がありました。

○○○○さんは、お茶を栽培する農家であります。対価は、無償なのでありません。以上です。

[議長]

はい。事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定

することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に利用権設定です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

畑 3,000㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当代理の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい。推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権貸借の新規設定です。〇〇〇〇さんは、認定農業者で、施設園芸のズッキーニ、露地野菜のじゃがいも、甘藷、水稻栽培等をされています。

申請地は、〇〇より北へ100mほど進んだ東側にあるビニールハウス付きの農地です。

現地を確認したところ、ズッキーニの作が終わっており、今から片づけに取り掛かる状態でした。

賃借料は、10a当り〇〇〇〇円、期間は10年間ということです。

以上です。

[議長]

はい。2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番  
田 489㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当代理の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権貸借の新  
規設定です。〇〇〇〇さんは、〇〇の認定農業者で、施設園芸のきゅうり等を  
栽培されています。

申請地は、〇〇10号線を南下し、〇〇を東へ100mほど進んだビニール  
ハウス付きの農地です。現地を確認したところ、適正に管理されていました。

賃借料は、10a当り〇〇〇〇円、期間は5年間ということです。以上です。

[議長]

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 3,000㎡ ほか2筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当代理の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい、1番説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の新規設定です。〇〇〇〇さんは〇〇の認定農業者であり、甘藷と千切り大根を栽培されています。

申請地は、〇〇線の右側に〇〇があり、坂を上ったところの〇〇に1筆、南側150m先に2筆の農地になります。

現地を確認したところ、甘藷が栽培されています。期間は2年間で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 2, 748㎡ ほか6筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の新規設定です。〇〇〇〇さんは、先ほどと同一の方なので、省略させていただきます。

申請地は、〇〇線を直進して行くと、右側に〇〇があり、更に行くと、県道〇〇線の道路を右側に曲がり、200m先の東側の農地になります。

現地を確認したところ、7筆が1枚の畑になっており、5筆が甘藷を栽培、2筆はロータリーされていました。

期間は2年間で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

畑 1, 403 m<sup>2</sup>

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当代理の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の新規設定です。〇〇〇〇さんは、〇〇の認定農業者であり、お茶を栽培されています。

申請地は、〇〇から、〇〇線を過ぎて、坂を上った十字路を左側へ曲がり、200mほど進んだところに〇〇があり、そこを過ぎて北側の農地になります。農地を確認したところ、お茶が栽培されています。

期間は5年間で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

田 800 m<sup>2</sup>

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当代理の宮越推進委員より御説明をお願いします。



[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんへの新規の利用権貸借です。申請地は、〇〇がある 10 号線の交差点を東側の狭い道路を 300 m ほど行ったところに、申請地があります。

現状は飼料稲が植えてありました。

前、作付してた方がやめられて、〇〇〇〇さんが今回貸借を結んで、作付することになりました。

期間は 5 年で、800 m<sup>2</sup>で米で〇〇kg だそうです。以上です。

[議長]

7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番  
畑 2, 310 m<sup>2</sup> ほか4筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の新規設定です。〇〇〇〇さんは、〇〇の認定農業者であり、茶、水稻、大根を栽培されています。

申請地は〇〇線の南側に〇〇があり、高速道路の橋を過ぎて北側 300 m 先

の農地になります。

現地を確認したところ、ロータリーがしてありました。

期間は10年間で賃借料は10a当り0円です。以上です。

[議長]

8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 2, 191㎡ ほか5筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい、1番説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の新規設定です。〇〇〇〇さんは、以前は〇〇の構成員でした。甘藷、ブロッコリーを栽培されています。

申請地は、〇〇線の右側に〇〇があり、坂を上ったところの〇〇から150m進んだ南側の農地になります。

現地を確認したところ、甘藷が栽培されています。

期間は5年間で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。9番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 2, 143 m<sup>2</sup> ほか1筆

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番説明します。○○○○さんと○○○○さんとの利用権貸借の新規設定です。○○○○さんは、認定農業者であり、甘藷とブロッコリーを栽培されています。

申請地は、○○線を北進して行くと、右側に○○があり、道路が狭くなっているところの上に案内板の看板があり、そこを右に登った北側の農地になります。その農地は先月の案件のAの農地になります。

現地を確認したところ、甘藷が栽培されています。

期間は10年間で、賃借料は10a当り○○○○円です。以上です。

[議長]

10番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、10番 農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番\*

田 847 m<sup>2</sup> ほか3筆

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員 8 番]

はい、8 番。説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の再設定です。2 人は親子であります。

申請地は、〇〇の\*\*\*\*-\*と\*\*\*\*-\*が〇〇から西に300mほど行ったところにございます。残りの2筆は、〇〇があった跡地のすぐ横の東側に入ります。

現状は2か所とも代かきをして乾いた状態になっていました。

期間は10年です。親子なのでお金は発生していません。以上です。

[議長]

はい。11番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。11番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 5, 552㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの新規の利用権貸借です。申請地は、〇〇前の道路を北へ100mほど行った右側に申請地がございます。現状はもうお茶が植えてありまして、今収穫時期になっているかと思ひます。

〇〇〇〇さんはお茶の農家で認定農業者でもございます。

期間は10年で反当り〇〇〇〇円です。以上です。

[事務局]

今、10年と言ひました。5年が正しい。

[議長]

ちょっとお待ちください。  
10年と言われましたけど、5年で。

[推進委員8番]

すいません。

[議長]

次、12番の案件について、お願いします。

[事務局]

はい、12番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
畑 4,000㎡ ほか1筆  
利用権を設定する者 〇〇〇〇  
利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

なお、本件は未相続農地ですが、相続人の過半の同意を得ていることを申し添えます。

それでは、担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい、5番説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の新規の設定です。

〇〇〇〇さんは、認定農業者で、お茶、大根などの栽培をされております。

申請地は、〇〇の手前200mの南側の2筆であります。

現地を確認したところ、樹園地でした。

期間は5年間で、金額は年間〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。13番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。13番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 1, 264 m<sup>2</sup>

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの新規利用権貸借です。申請地は、〇〇の東側の壁側すぐ横に申請地がございます。

現状は、早期水稻が植えてありました。

〇〇〇〇さんは、露地野菜を中心に水稻、お茶などを栽培される認定農業者でございます。

期間は1年で、粳で〇〇kgだそうです。以上です。

[議長]

はい。14番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、14番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 7, 698 m<sup>2</sup>

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の新規の設定です。〇〇〇〇さんは、認定農業者で、早期水稻、白菜、キャベツ、お茶などの栽培をされております。

申請地は、〇〇の〇〇の手前 1 0 0 m の左側の農地です。

現地を確認したところ、ロータリーがかけてありました。

期間は 1 0 年で、金額は年間〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

1 5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。1 5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 4, 7 0 5 m<sup>2</sup> ほか 1 筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員、宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

5 番説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の新規設定です。〇〇〇〇さんは、先ほど説明したので、省略します。

申請地は、〇〇の〇〇の東側、1 0 0 m の農地です。

現地を確認したところ、ロータリーがかけてありました。

期間は 1 0 年で、金額は年間〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。続きまして、推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番説明します。〇〇の\*\*\*\*-\*-A を説明いたします。永友推進委員が説明したので、現地の申請地を説明したいと思います。

申請地は、〇〇の道路を挟んで真ん前になります。

現状はきれいにロータリーで耕運されていました。

金額、期間は、すべて永友推進委員が言われたとおりでございます。

以上です。

[議長]

16 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、16 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

畑 1, 039 m<sup>2</sup> ほか6筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

5 番説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの利用権の新規の設定です。

〇〇〇〇さんは、認定農業者で、白菜、キャベツなどを栽培されております。

申請地は、〇〇の〇〇の東側の農地です。ほか6筆とも周りにあります。

現地を確認したところ、いずれもロータリーがかけられてありました。

期間は10年で、金額は無償です。これは〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが義理の母になるので無償です。以上です。



[議長]

17番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。17番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 4, 000㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の新規の設定です。〇〇さんは、認定農業者で、お茶及び大根を栽培されています。

申請地は、〇〇を上がった、〇〇のそばの樹園地です。

期間は5年で〇〇〇〇円払っておられます。以上です。

[議長]

18番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、18番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 4, 800㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

5 番説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の新規設定です。

〇〇〇〇さんは、認定農業者で、白菜、キャベツ、早期水稻、飼料稲を栽培されております。申請地は、〇〇の南側、100m のところの農地です。

現地を確認したところ、ロータリーがかけてありました。

期間は5年間で、金額は反当〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

19番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。19番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

畑 530㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の新規設定です。

〇〇〇〇さんは、〇〇の認定農業者を受けております。白菜・キャベツなどを栽培されております。

申請地は、〇〇の北側の農地です。

現地を確認したところ、ロータリーがかけてありました。

期間は5年間で、年間〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

20番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。20番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

畑 2, 186㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の新規設定です。先ほど、〇〇〇〇さんのこと言いましたので省略させていただきます。

申請地は、〇〇の東側100m行ったところの農地です。

現地を確認したところ、ロータリーがかけてありました。

期間は5年で、年間〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

21番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。21番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 1, 849㎡ ほか2筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

なお、本件は未相続農地ですが、相続人の過半の同意を得ていることを申し添えます。

それでは、担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

5 番、説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の新規設定です。

〇〇さんは、お茶、キャベツ、白菜などを栽培されております。

申請地は、〇〇の手前 1 0 0 m の南側の農地です。

現地を確認したところ、ロータリーがかけてありました。後の 1 筆は、〇〇から 3 0 0 m 南に行った、〇〇〇〇さんの養鶏場の東側で樹園地でした。

期間は 1 0 年で、反当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。2 2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。2 2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 3, 2 4 7 m<sup>2</sup>

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

5 番、説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の新規設定です。

〇〇〇〇さんは、認定農業者で早期水稻、白菜、キャベツなどを栽培されております。

申請地は、〇〇坂をのぼった右へ行ったすぐのところでありまして。ここは私たちが「〇〇」と申しております。

現地を確認したところ、ロータリーがかけてありました。

期間は 1 0 年で、年間〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

[推進委員 5 番]

議長すみません。

[議長]

はい。

[推進委員 5 番]

すみません。先ほど金額が漏れておったんですけど、〇〇のところの金額を〇〇〇〇と言いましたけど、宮越さんと同じ担当のところですよ。〇〇〇〇言いましたけど、両方合わせて〇〇〇〇に訂正してください。私の方だけをその〇〇〇〇を言いましたけど、両方合わせて〇〇〇〇です。よろしくお願いします。

[事務局]

1 5 番。

[推進委員 5 番]

〇〇〇〇さんのところですよ。

[事務局]

1 5 番。はい。

[推進委員 5 番]

お願いします。

[事務局]

すみません。ちょっと確認いいですか。

[議長]

ちょっと、しばらくお待ちください。

はい。再開します。

[推進委員 5 番]

すみません。先ほど〇〇〇〇さん認定農家と言いましたけど、取り消しをしたいと思います。

[事務局]

16番です。16番の利用権です。

[議長]

〇〇〇〇さんですね。

[推進委員 5 番]

よろしくをお願いします。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

今回は、コロナウイルス感染症拡大防止のため、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

はい。それでは、異議がないようですので、一括して採決することといたします。

1番から22番までの22件の案件につきまして原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

日程番号7、議案第37号「農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。37ページを御覧ください。

「農業委員会の適正な事務実施について」(農林水産省経営局長通知)の一部改正により、農業委員会は、毎年、下限面積(別段面積)の設定又は改正の必要性について審議することになったことから、今年度の下限面積(別段面積)について以下のとおり提案します。

方針ですけど、下限面積については、法律で定められた50aとし、別段の面積の設定を行わないものです。

理由について、ちょっとこの議案の記載にあります理由については削除していただきまして、今から申しあげます。ゆっくり申しあげます。

町内で、50a以上の農地を耕作している農家が、全農家戸数の8割を超えており、耕作放棄地の占める割合が低い現状にあるためということで、変更をお願いしたいと思います。

よろしいですか。もう一度言いましょうか。はい。もう一回。

町内で、50a以上の農地を耕作している農家が、全農家戸数の8割を超えており、耕作放棄地の占める割合が低い現状にあるためです。あるためということでいいんですけど。よろしいでしょうか。以上で、説明を終わります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これもちまして、令和2年第7回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。  
御苦労様でした。

(閉会 14時58分)



高鍋町農業委員会会議規則第12条の規定により、ここに署名する。

議 長            会 長

署名委員        5 番

署名委員        6 番